

お気軽に
ご相談ください!

あいあいねっと

相談電話専用番号

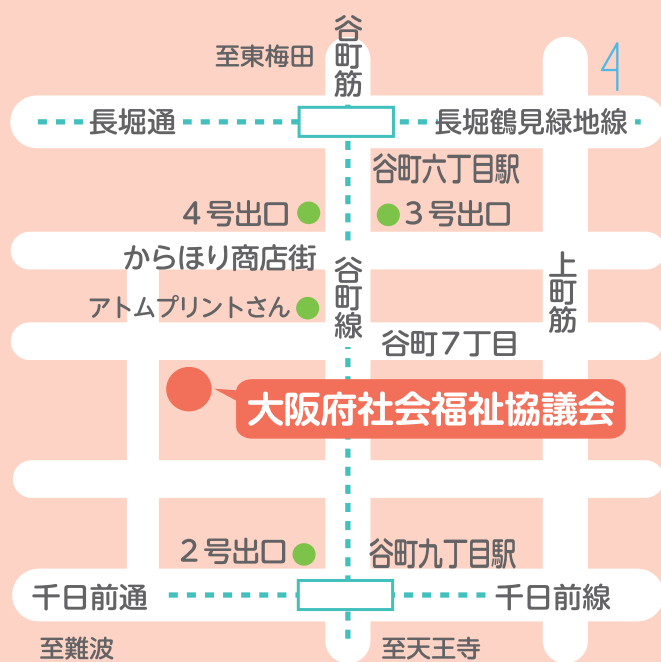
☎ 06(6191)9500

月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
(祝日・年末年始を除く)

〒542-0065 大阪府中央区中寺1-1-54
大阪社会福祉指導センター 3階

TEL 06 (6764) 7760・7761

FAX 06 (6764) 7811



- ▶地下鉄谷町線「谷町六丁目駅」
3号・4号出口から徒歩約7分、約400m
- ▶地下鉄谷町線「谷町九丁目駅」
2号出口から徒歩約10分、約600m

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
地域福祉部 権利擁護推進室

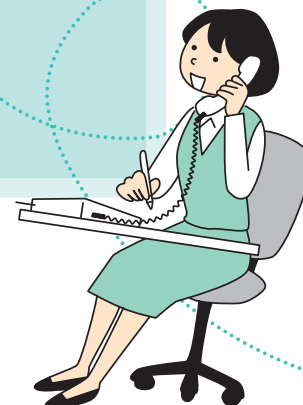
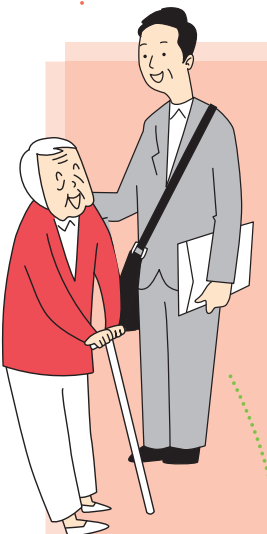
このパンフレットは共同募金配分金を活用して作成しております。

認知症・知的障がい・精神障がいなどがある方の
権利と財産を守るために

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

あいあいねっと

認知症・知的障がい・精神障がいなどがあり、
判断能力が十分でない方の生活を守り、支えます。
成年後見(制度利用)や権利擁護の相談にかかわる
地域の関係機関を支援するとともに、
福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理の
お手伝いなどを行う日常生活自立支援事業や、
市民後見人の養成・活動支援に取り組んでいます。



地域権利擁護 総合推進事業

相談支援担当職員の
困ったを解決！

判断能力が十分でない方の困りごとや、
成年後見制度の利用などの相談に対応する
関係機関職員をサポートします。
市町村や社会福祉協議会、地域包括支援センター、
障がい者相談支援事業所、社会福祉施設などを対象に、
「電話相談」を行い、弁護士会・社会福祉士会と連携し、
面談による「専門相談」を実施しています。
また、成年後見制度などの研修会を開催しています。

多額の借金をして
生活に困っている方をどう
支援すればいいの？

親族が年金を管理していて、
本人に使われていない。
どう対応したら…？

成年後見制度の利用が
必要。手続きの方法が
わからない…！

こんなことでお困りのときは

お電話でご相談ください

☎ 06(6191)9500

月～金曜日 午前10時～午後4時 （祝日・年末年始除く）

お気軽にご相談（お電話）ください。
専門職員がお話を伺います！

解決に向け一緒に考えます！

専門的な助言をご希望なら

専門相談へ（無料・最長80分）

毎週木曜日 午後1時～／午後2時30分～ ※電話予約必要

※弁護士・社会福祉士ペアによる面接相談を行います。必要に応じてご本人・ご家族の同伴も可能です。

市民後見人養成・ 活動支援事業

支えあいの輪を
広げる！

成年後見制度の新たな担い手として、
市民目線で本人により添った支援を行う
「市民後見人」の養成講座を開催しています。
また、家庭裁判所から
後見人などとして選任された
市民後見人に対する活動支援を
行っています。



市民後見人の活動って？

預貯金の
管理や支払いの
手続きなど

週1回程度の
ご本人の
見守り

福祉サービス
など必要な
契約行為

ご本人に
不利益な契約
の取消など

※市民後見人を含む成年後見人などは、「手術などの医療行為の同意」「介護や家事」「ご本人の身元（連帯）保証人や葬儀の喪主になること」などはできません。

市民後見人になるには？

- 1 オリエンテーションへの参加
- 2 養成講座（基礎講習）を受講（4日間）
- 3 養成講座（実務講習）を受講（5日間）＋施設実習1～2日間
- 4 市民後見人バンク登録
- 5 フォローアップ研修を受講
- 6 家庭裁判所から選任後、市民後見人として活動

※すべての人がすぐに
選任されるとは限り
ません。

市民後見人として、
地域で活動しませんか？



「市民後見人」に興味をもたれた方は ぜひお問合せください！

日常生活 自立支援事業

自立した生活
をお手伝い！

判断能力が十分でないために、
ご自分で福祉サービス利用などを
決めることが不安な方やお金の管理に困っている方が、
地域で自立して生活できるようにお手伝いする事業です。
利用契約後、市町村社会福祉協議会の
専門員と生活支援員が
ご本人の生活をサポートします。

自分が使える
福祉サービスや手続きが
よくわからない

最近、家賃や公共料金の
支払いを忘れてしまうこと
が増えた



事業のサービス内容

1 福祉サービスの 利用援助

適切な福祉サービスを受けられるよう、情報提供や
利用手続き、また苦情解決
制度利用のお手伝いなど
をします。

2 日常的 金銭管理

日常生活に必要な福祉サー
ビス利用料や医療費などの
お支払い、また年金や福祉
手当の受け取り手続きをお
手伝いします。

3 通帳や証書類、はんこ などのお預かり

預金通帳や印鑑、証書など
を預かり、金融機関の貸金
庫などで保管します。



サービスのご利用には

まずは、お住まいの 地域の「市町村社会福祉協議会」に ご相談ください！